

証券コード 9444  
平成21年7月14日

株 主 各 位

名古屋市中区栄三丁目4番21号  
株 式 会 社 ト ー シ ン  
代表取締役社長 石 田 信 文

## 第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年7月28日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 平成21年7月29日（水曜日）午前10時   |
| 2. 場 所          | 名古屋市中区栄三丁目1番8号<br>名古屋栄 東急イン アイビールーム<br>(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)  |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第23期（平成20年5月1日から平成21年4月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第23期（平成20年5月1日から平成21年4月30日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項            |  |
| 第1号議案           | 定款一部変更の件   |
| 第2号議案           | 取締役5名選任の件  |
| 第3号議案           | 監査役2名選任の件  |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.toshin-group.com>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成20年5月1日から  
平成21年4月30日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、サブプライムローン問題に加え、米国大手証券会社の破綻等による米国経済の減速が、实体经济へ急速に影響を与え始め、雇用環境の急速な悪化や、企業の設備投資や個人消費が減少し、景気の後退が一段と強まる厳しい状況となりました。

このような経済状況のもとで、当社グループは、移動体通信関連事業における販売基盤の整備・店舗運営の効率化、不動産市況に左右されない最適な事業の構築、リゾート事業の収益基盤の強化等に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高192億38百万円（前期比17.1%減）、営業利益6億9百万円（前期比16.1%減）、経常利益5億48百万円（前期比27.7%減）、当期純損失3億36百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

#### 移動体通信関連事業

携帯電話業界においては、携帯電話の加入件数が平成21年4月末現在で1億784万台に達し、そのうち第3世代携帯電話端末の台数は1億64万台となっており、全体の93.3%を占めております。第3世代携帯電話への移行が進む一方、割賦販売による買い替えサイクルの長期化等により、当連結会計年度の携帯電話の純増数は485万台と前期比16.3%減となりました（「電気通信事業者協会」より）。

このような環境の中で、当社グループは、不採算店舗の移設や退去等により経営効率の向上に取り組んでまいりましたが、市場の厳しい環境をカバーする事が出来ず、当連結会計年度における売上高は169億9百万円（前期比11.9%減）、経常利益7億99百万円（前期比4.4%減）となりました。

## 不動産事業

米国のサブプライムローン問題、米国大手証券会社の破綻により、世界レベルでの金融信用圧縮に伴い、不動産取引の停滞や不動産市況の悪化等の影響が発生し、資金繰りの悪化した不動産・建築会社等の経営破綻が相次ぐ等、厳しい経営環境が続いております。このような状況下にあつて、当社グループにおきましては、不動産市況に左右されない最適な事業の構築を目指し取り組んでまいりましたが、業績において、市場の激震による影響を大きく受ける事となりました。

当連結会計年度における売上高は5億5百万円（前期比80.2%減）、経常利益60百万円（前期比87.9%減）となりました。

## リゾート事業

ゴルフ業界につきましては、これまで女子のみであった持続的なプロゴルフ人気、若手男子選手の活躍もあり、男子にもゴルフ人気が波及した事でゴルフへの関心が高まり、世代を超えゴルフが親しみやすいスポーツとして捉えられるようになっております。

このような経営環境の中、当社グループにおきましては保有コースの5コースが期首より稼動した事によって事業基盤が拡大しました。

当連結会計年度における売上高は17億88百万円（前期比29.2%増）、経常利益2億23百万円（前期比190.5%増）となりました。

## その他事業

その他事業としてフード事業を行っております。前連結会計年度に比べ当連結会計年度は、店舗体制が2店舗から1店舗に減少した事により売上高は34百万円（前期比55.6%減）、経常損失は12百万円となりました。

なお、当連結会計年度をもちましてフード事業から撤退いたしました。

## 事業の種類別セグメント売上高

区分	売上高	構成比
移動体通信関連事業	16,909,883千円	87.9%
不動産事業	505,055千円	2.6%
リゾート事業	1,788,558千円	9.3%
その他事業（フード事業）	34,935千円	0.2%
合計	19,238,433千円	100.0%

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、21億90百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- ・不動産事業
  - 事業ビル（TOSHIN. SAKURAビル：名古屋市中区  
延床面積977.70㎡）建設費用
  - 事業ビル（笹島ビル：名古屋市中村区  
延床面積3,331.88㎡）

なお、笹島ビルは、当連結会計年度において、販売用不動産から固定資産に振替えたものであります。

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、自己資金、金融機関からの借入金により所要資金を賄いました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 平成18年4月期	第 21 期 平成19年4月期	第 22 期 平成20年4月期	第 23 期 (当連結会計年度) 平成21年4月期
売 上 高(千円)	14,179,256	17,011,186	23,205,941	19,238,433
経 常 利 益(千円)	791,506	924,602	758,512	548,734
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	335,319	549,092	403,554	△336,358
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	1,092円82銭	870円08銭	635円44銭	△531円61銭
総 資 産(千円)	9,797,141	11,791,158	15,851,841	15,056,783
純 資 産(千円)	1,941,546	2,526,770	2,746,821	2,303,493
1株当たり純資産額	6,298円57銭	3,962円00銭	4,341円35銭	3,640円67銭

- (注) 1. 第21期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び1株当たり純資産額の算出については、自己株式を控除して算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	千円	%	
さくらアセット マネジメント株式会社	50,000	100	不動産に係わる事業全般
トーシンリゾート株式会社	100,000	100	ゴルフ場の運営管理

#### (4) 対処すべき課題

移動体通信市場の成熟化及び競争激化が続いており、不動産事業やリゾート事業などの多角化により当社グループのさらなる成長に取り組んでまいります。

- ① 移動体通信関連事業は、お客様第一主義のもと、ソフトバンクショップ及びauショップの「専売店（キャリアショップ）」を中心に出店を進めてまいります。売場環境の整備及びお客様のニーズに柔軟に対応でき、顧客満足を得られる接客技術の向上に取り組んでまいります。
- ② 移動体通信関連事業のエリア別戦略は、中部地区とともにマーケットの大きな関東エリアも重点地区として位置付け、各通信事業者とも連携を強化しつつ出店を行ってまいります。
- ③ 不動産事業につきましては、事業多角化の柱の一つとして、従来の賃貸ビル及び賃貸マンションの効率運営に加え、開発型の不動産流動化事業、アセットマネジメントやプロパティマネジメント等の業務の推進などで、さらなる利益を確保してまいります。
- ④ ゴルフ場の運営管理等のリゾート事業においては、多数のゴルフ場をオペレーションする事で集客力の向上や運営の効率化を図る体制を整え、経営効率を高めるとともに施設整備を行い、魅力的なサービスを提供し、売上・利益の拡大を図ってまいります。
- ⑤ 人材の開発・確保につきましては、社内ベンチャー制度の導入や階層別研修、上級マナー研修とOJTの充実並びに貢献主義に基づく評価制度を定着させ、活力溢れる企業集団を創り上げてまいります。
- ⑥ 一層のサービス向上を図るため、プライバシーマーク取得企業として個人情報保護を為すの万全な管理や継続的にお客様アンケートを実施しております。アンケートは、お客様の声として当社社長室で承り、サービスの充実に努めてまいります。

#### (5) 主要な事業内容（平成21年4月30日現在）

当社グループ（当社及び当社の子会社）は、当社（株式会社トーシン）及び子会社2社により構成されており、移動体通信機器の販売を主たる業務とする移動体通信関連事業、賃貸マンションの開発型不動産の流動化及び賃貸ビル・賃貸マンションの不動産賃貸を主たる業務とする不動産事業、ゴルフ場の運営を主たる業務とするリゾート事業を展開しております。その他事業では、フード事業を展開しておりましたが、当連結会計年度をもちまして撤退いたしました。

(6) 主要な営業所 (平成21年4月30日現在)

当社の主要な営業所

本社 名古屋市中区栄三丁目4番21号  
LACHICオフィス 名古屋市中区栄三丁目6番1号栄三丁目ビルディング  
LACHIC11階

関東支店 東京都豊島区北大塚二丁目16番8号  
パロックコート大塚101号

長野支店 長野県松本市大字芳川村井町823番地1

[ソフトバンクショップ 22店舗]

愛知県 10店、静岡県 5店、三重県 2店、  
東京都 3店、長野県 2店

[auショップ 20店舗]

愛知県 11店、静岡県 3店、三重県 3店、  
東京都 2店、長野県 1店

[ケータイマーケット 1店舗]

愛知県 1店

[CAFE ANGELINA 1店舗]

愛知県 1店

(平成21年4月30日をもって閉店しております。)

子会社 2社

さくらアセットマネジメント株式会社  
名古屋市中区栄三丁目4番21号

トーシンリゾート株式会社  
名古屋市中区栄三丁目4番21号

[ゴルフ場 5コース]

栃木県栃木市尻内町 TOSHIN TOKYO North Hills Golf Course

三重県津市白山町 TOSHIN Lake Wood Golf Club

岐阜県加茂郡富加町 TOSHIN Golf Club Central Course

岐阜県関市武芸川町 TOSHIN さくら Hills Golf Club

三重県津市美里町 TOSHIN Princeville Golf Course

(7) 従業員の状況 (平成21年4月30日現在)

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
移動体通信事業	176名	4名減
リゾート事業	111名	22名減
不動産事業	4名	2名減
フード事業	2名	4名減
本社	32名	11名減
合計又は平均	325名	43名減

(注) 1. 従業員数にはパートタイマー、契約社員、派遣社員は含まれておりません。

2. 前連結会計年度末比43名減は、ゴルフ場勤務社員の退職数が増加したこと、採用を絞り込んだことによる入社数の減少によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成21年4月30日現在)

借入先	借入額
株式会社関西アーバン銀行	3,567百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,602
株式会社十六銀行	1,066
株式会社三井住友銀行	545
瀬戸信用金庫	470
株式会社みずほ銀行	450



## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成21年4月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 2,550,000株
- ② 発行済株式の総数 638,874株
- ③ 株主数 10,836名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ジ ャ ッ ト	217,240株	34.33%
石 田 信 文	48,750	7.70
石 田 ゆ か り	25,063	3.96
山 田 正 義	24,750	3.91
トーシングループ従業員持株会	15,379	2.43
ソフトバンクモバイル株式会社	14,400	2.27
テ レ セ ン 株 式 会 社	12,975	2.05
山 田 月 子	7,561	1.19
中央三井信託銀行株式会社	7,200	1.13
株 式 会 社 オ ー レ ン ジ	4,335	0.68

- (注) 1. 当社は、自己株式6,163株を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。
2. 持株比率は自己株式（6,163株）を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 平成17年7月29日定時株主総会決議による当社役員が有する新株予約権の状況
  - ・新株予約権の数  
2,009個（新株予約権1個につき8株）
  - ・新株予約権の目的である株式の数  
普通株式 16,072株

- ・新株予約権の払込金額  
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 105,069円（1株当たり 13,134円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
資本金組入れ額 1株当たり 6,567円  
資本準備金組入れ額 1株当たり 6,567円
- ・新株予約権を行使することができる期間  
平成17年8月17日から平成23年7月31日まで（取締役2名）  
平成19年8月1日から平成23年7月31日まで（上記取締役を除く取締役2名）
- ・新株予約権の行使の条件  
新株予約権発行時において当社の取締役又は従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社の取締役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。また、新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人による権利行使は認めない。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	2,009個	16,072株	4名

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成21年4月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石 田 信 文	
取 締 役	石 田 ゆ かり	財 務 部 長
取 締 役	江 本 健 一	社 長 室 長
取 締 役	大 井 信 治	営 業 部 長
取 締 役	榎 田 巖	内 部 監 査 室 長
取 締 役	柵 木 哲 朗	管 理 部 長
常 勤 監 査 役	志 水 義 彦	
監 査 役	足 立 龍 三	
仮 監 査 役	山 本 秀 樹	アルファ税理士法人 代表社員 株式会社アルファコンサルティング 代表取締役社長 公認会計士山本秀樹事務所 所長 公 認 会 計 士

- (注) 1. 監査役足立龍三氏及び仮監査役山本秀樹氏は、社外監査役であります。
2. 社外監査役深谷隆雄氏は、平成20年11月11日付で監査役を辞任いたしました。
3. 仮監査役山本秀樹氏は、平成20年12月24日付の名古屋地方裁判所の決定により一時監査役の職務を行う者（仮監査役）として選任され就任いたしました。
4. 上記のほか、当該事業年度に係る会社役員 of 重要な兼職状況は、以下のとおりであります。
- 代表取締役石田信文氏は、トーシンリゾート株式会社の代表取締役及びさくらアセットマネジメント株式会社の代表取締役を兼務しております。
  - 取締役石田ゆかり氏は、さくらアセットマネジメント株式会社の取締役を兼務しております。
  - 取締役江本健一氏は、トーシンリゾート株式会社の取締役及びさくらアセットマネジメント株式会社の取締役を兼務しております。
  - 取締役大井信治氏は、トーシンリゾート株式会社の取締役を兼務しております。
  - 取締役榎田巖氏は、トーシンリゾート株式会社の取締役を兼務しております。
  - 常勤監査役志水義彦氏は、トーシンリゾート株式会社の監査役を兼務しております。
  - 監査役深谷隆雄氏は、さくらアセットマネジメント株式会社の監査役を兼務しております。
  - 仮監査役山本秀樹氏は、さくらアセットマネジメント株式会社の監査役を兼務しております。

5. 監査役深谷隆雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 仮監査役山本秀樹氏は、公認会計士のほか税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## ② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (一)	130百万円 (一)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	7 (1)
合 計	12	137

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成8年2月28日開催の定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成8年2月28日開催の定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

## ③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係  
 仮監査役山本秀樹氏は、アルファ税理士法人の代表社員、公認会計士山本秀樹事務所の所長及び株式会社アルファコンサルティングの代表取締役社長であり、株式会社アルファコンサルティングは、当社とコンサルティング契約を締結しておりましたが、平成20年10月31日をもって解消しております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会 (29回開催)		監査役会 (16回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 足立 龍三	29回	100.0%	16回	100.0%
監査役 深谷 隆雄	16	100.0	11	100.0
仮監査役 山本 秀樹	10	100.0	4	100.0

監査役深谷隆雄氏は、平成20年11月11日付で辞任しているため、辞任後の取締役会（13回）及び監査役会（5回）への出席義務はありません。

仮監査役山本秀樹氏は、平成20年12月24日付で名古屋地方裁判所の決定により一時監査役の職務を行う者（仮監査役）として選任され就任したため、就任以前の取締役会（19回）及び監査役会（12回）への出席義務はありません。

・取締役会及び監査役会における発言状況

監査役足立龍三氏は、取締役会及び監査役会において、主に他の会社の監査役を含む豊富な社会経験から発言を行っております。

監査役深谷隆雄氏は、取締役会及び監査役会において、主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。

仮監査役山本秀樹氏は、取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

監査法人東海会計社

##### ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

##### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人東海会計社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は  
以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、各種会議の議事録等の文書及び電磁的記録は、関係規程なら  
びに法令に基づき、担当部署及び責任者を定め、適切に保存及び管理する。

### ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

トーション・リスク管理委員会を設置する。この委員会はリスク管理を統  
括する組織として、個々のリスク（経営戦略、業務運営、環境、災害等の  
リスク）の責任部署を定めると共に、グループ全体のリスクを網羅的・  
総括的に管理する体制を確保する。

### ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役及び監査役で構成する取締役会を毎月開催して、重要事項につい  
て審議及び決定を行い、必要に応じ適宜開催する。また、執行役員制度を  
導入して業務執行の効率化を図る。

### ④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保す るための体制

次のコンプライアンス体制を構築する。

イ、当会社及びグループ各社は、取締役、使用人の企業倫理意識の向上、  
法令遵守のため「トーション行動指針」を定め、研修を実施し、実行化  
する。

ロ、当会社及びグループ各社における、法令遵守の観点から、これに反  
する行為等を早期に発見し、是正するためグループ従業員を対象とし  
た「内部通報制度」として「トーション・アラーム」を設置する。

ハ、適時適正な情報開示を確保するため、責任部署を定めて財務報告の  
正確性と信頼性の確保に取り組むほか、資金の流れや管理の体制を文  
書化する。

### ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業 務の適正を確保するための体制

グループ共通の基本理念と基本方針を制定し、関係会社管理規程を設定  
する。内部監査室による継続的な業務の適正性及び運営状況を实地監査す  
る。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査室を設置して、監査役の要請があった場合は職務を補助するスタッフを配置する。監査役スタッフの人事評価及び任命は監査役会が行い、人事異動については常勤監査役の同意を得る。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告する体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 会社及びグループ各社の業務・財務に重大な影響、損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときは、当該事実に関する事項。

ロ. 会社及びグループ各社の役職員が法令または定款に違反する行為をし、または、これらの行為を行う恐れがあると考えられるときは、その旨。

ハ. 監査役（会）から業務執行に関する事項の報告を求められた取締役及び使用人は、速やかに当該事項につき報告を行う。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 代表取締役社長直属の組織として内部監査室を設置。監査役と緊密な連携を保ち、監査役に対し内部監査結果の報告を行う。

ロ. 代表取締役社長及び取締役との定期的会合・情報交換の開催。

ハ. 取締役は、監査役による重要な会議への出席及び重要文書の閲覧、子会社の実地監査等の監査活動に積極的に協力する。

## (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分につきましては、経営の重要政策の一つと認識しており、将来にわたる安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保金を確保しつつ、株主の皆様へ安定的に利益還元を行うことを基本方針としております。

この方針のもと、当事業年度の期末配当金につきましては、業績及び今後の経営環境や業績見通しなどを総合的に勘案いたしまして、1株当たり100円の配当とさせていただきます。年間では、すでに実施済みの中間配当金1株当たり80円とあわせまして、年間配当金は1株当たり180円となります。



## 連結貸借対照表

(平成21年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	4,261,212	<b>流 動 負 債</b>	6,615,206
現金及び預金	1,407,274	買掛金	1,863,348
売掛金	2,195,031	短期借入金	3,915,390
商品及び製品	362,130	1年内償還予定の社債	44,000
原材料及び貯蔵品	15,273	未払金	207,258
販売用不動産	156,316	未払法人税等	77,597
繰延税金資産	34,927	賞与引当金	51,300
その他	109,149	その他	456,310
貸倒引当金	△18,891	<b>固 定 負 債</b>	6,138,083
<b>固 定 資 産</b>	10,778,153	社 債	588,000
<b>有 形 固 定 資 産</b>	9,463,496	長期借入金	5,298,064
建物及び構築物	2,282,311	退職給付引当金	5,885
土地	6,839,351	その他	246,133
建設仮勘定	259,025	<b>負 債 合 計</b>	12,753,289
その他	82,808	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	199,783	株 主 資 本	2,302,845
<b>投資その他の資産</b>	1,114,873	資 本 金	693,858
投資有価証券	76,725	資 本 剰 余 金	832,376
長期貸付金	64,708	利 益 剰 余 金	820,609
敷金保証金	186,911	自 己 株 式	△43,998
繰延税金資産	440,371	評価・換算差額等	648
その他	347,885	その他有価証券評価差額金	648
貸倒引当金	△1,729	<b>純 資 産 合 計</b>	2,303,493
繰延資産	17,417	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	15,056,783
<b>資 産 合 計</b>	15,056,783		

# 連結損益計算書

（平成20年5月1日から  
平成21年4月30日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
売上高	19,238,433
売上原価	15,413,191
売上総利益	3,825,242
販売費及び一般管理費	3,216,037
営業利益	609,204
営業外収益	155,321
受取利息	3,089
受取配当金	2,425
広告支援助金収入	40,592
店舗開設支援助金	11,606
ゴルフ場施設協力金	29,658
その他	67,948
営業外費用	215,791
支払利息	191,877
貸倒引当金繰入	4,528
その他	19,386
経常利益	548,734
特別利益	11,499
固定資産売却益	11,499
特別損失	1,048,951
固定資産売却損	51
固定資産除却損	40,068
投資有価証券評価損	62,080
会員権評価損	27,167
販売用不動産評価損	125,563
匿名組合投資損失	794,020
税金等調整前当期純損失	△488,718
法人税、住民税及び事業税	177,608
法人税等調整額	△329,968
法人税等合計	△152,360
当期純損失	△336,358

## 連結株主資本等変動計算書

（平成20年5月1日から）  
（平成21年4月30日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
前 期 末 残 高	693,858	832,376	1,270,855	△43,998	2,753,091
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△113,887		△113,887
当 期 純 損 失			△336,358		△336,358
株主資本以外の項目の当期 変 動 額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△450,246	－	△450,246
当 期 末 残 高	693,858	832,376	820,609	△43,998	2,302,845

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
前 期 末 残 高	△6,270	△6,270	2,746,821
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△113,887
当 期 純 損 失			△336,358
株主資本以外の項目の当期 変 動 額（純額）	6,918	6,918	6,918
当 期 変 動 額 合 計	6,918	6,918	△443,327
当 期 末 残 高	648	648	2,303,493

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 トーシンリゾート株式会社  
さくらアセットマネジメント株式会社

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (5) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
- ・時価のないもの 総平均法による原価法  
なお、匿名組合契約に基づく特別目的会社への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、特別目的会社の損益の純額に対する持分相当額を取込む方法によっております。

##### ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品（移動体通信機器） 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げによる方法）
- ・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げによる方法）
- ・販売用不動産 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げによる方法）  
（会計方針の変更）  
当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。  
これにより、税金等調整前当期純利益は、125,563千円減少しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産  
(リース資産を除く) 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)によっております。
- ロ. 無形固定資産  
(リース資産を除く) 定額法によっております。償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。  
ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ハ. リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。  
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。  
毎期均等償却をしております。
- ニ. 長期前払費用

③ 繰延資産の処理方法

社債発行費について、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

④ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ハ. 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額(期末自己都合退職金要支給額の100%を計上する簡便法)に基づき計上しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

- |                |  |
|----------------|--|
| イ. ヘッジ会計の方法    | 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。        |
| ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段…金利スワップ<br>ヘッジ対象…借入金利   |
| ハ. ヘッジ方針       | デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。 |
| ニ. ヘッジ有効性評価の方法 | 金利スワップについては、特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。                              |

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- |                             |  |
|-----------------------------|--|
| イ. 消費税等の会計処理                | 税抜方式によっております。  |
| ロ. 特別目的会社を利用した不動産事業に関する会計処理 | 匿名組合契約に基づき、特別目的会社に出資しておりますが、特別目的会社の損益の取込については匿名組合出資金を相手勘定とし、損益の純額に対する持分相当額が利益の場合売上高とし、損失の場合は売上原価として会計処理しております。 |

(6) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(7) のれんの償却に関する事項

のれんは5年間の定額法により償却しております。

(8) 会計方針の変更

(リース取引に関する会計基準の適用)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

この適用に伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微であります。

(9) 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで有形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「建設仮勘定」は、当連結会計年度において、資産の総額の100分の1を超えたため区分掲記しました。

なお、前連結会計年度末の「建設仮勘定」は24,329千円であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

定期預金	265,000千円
建物	1,674,162千円
土地	3,393,463千円
<hr/>	
計	5,332,625千円

上記の物件は、短期借入金1,138,728千円、長期借入金4,358,784千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 845,168千円

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	638,874株	一株	一株	638,874株

#### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,163株	一株	一株	6,163株

#### (3) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額等

##### イ. 平成20年6月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 63,271千円
- ・ 1株当たり配当額 100円
- ・ 基準日 平成20年4月30日
- ・ 効力発生日 平成20年7月16日

##### ロ. 平成20年11月28日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 50,616千円
- ・ 1株当たり配当額 80円
- ・ 基準日 平成20年10月31日
- ・ 効力発生日 平成21年1月16日

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

##### 平成21年6月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 63,271千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 100円
- ・ 基準日 平成21年4月30日
- ・ 効力発生日 平成21年7月15日



(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成16年7月30日株主総会決議分	平成17年7月29日株主総会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	2,400株	47,672株
新株予約権の残高	50個	5,959個

4. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 3,640円67銭  
(2) 1株当たり当期純損失 △531円61銭

5. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

6. その他の注記

(販売用不動産の所有目的の変更)

所有目的の変更により、当連結会計年度において販売用不動産の一部を建物へ440,000千円、土地へ1,360,000千円振替えております。

# 貸借対照表

(平成21年4月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>3,899,577</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,130,221</b>
現金及び預金	1,160,644	買掛金	1,848,761
売掛金	2,121,189	短期借入金	3,300,000
商品及び製品	351,752	1年内返済予定の長期借入金	464,490
原材料及び貯蔵品	2,445	1年内償還予定の社債	44,000
販売用不動産	156,316	リース債務	1,253
前払費用	51,077	未払金	103,928
繰延税金資産	22,470	未払法人税等	33,487
その他の貸倒引当金	56,319	未払消費税等	61,787
	△22,637	前受金	44,361
<b>固定資産</b>	<b>8,305,039</b>	預り金	186,493
<b>有形固定資産</b>	<b>4,982,712</b>	賞与引当金	33,084
建物	1,636,043	その他の	8,574
構築物	15,905	<b>固定負債</b>	<b>3,957,291</b>
車両運搬具	126	社債	588,000
工具、器具及び備品	10,981	長期借入金	3,151,214
土地	3,055,843	退職給付引当金	5,885
リース資産	4,786	リース債務	3,776
建設仮勘定	259,025	受入金保証金	208,415
<b>無形固定資産</b>	<b>97,118</b>	<b>負債合計</b>	<b>10,087,513</b>
借入権	92,998	<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア	562	<b>株主資本</b>	<b>2,133,873</b>
電話加入権	2,329	資本金	693,858
水道施設利用権	1,228	資本剰余金	832,376
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,225,208</b>	資本準備金	832,376
投資有価証券	76,725	利益剰余金	651,637
関係会社株	100,000	利益準備金	54,942
出資	10	その他利益剰余金	596,695
長期貸付金	64,708	別途積立金	195,000
関係会社長期貸付金	2,050,879	繰越利益剰余金	401,695
長期前払費用	22,854	<b>自己株式</b>	<b>△43,998</b>
敷金保証金	158,571	評価・換算差額等	648
差入保証金	18,340	その他有価証券評価差額金	648
会員	85,020	<b>純資産合計</b>	<b>2,134,521</b>
繰延税金資産	435,317	<b>負債・純資産合計</b>	<b>12,222,034</b>
長期預金	240,000		
貸倒引当金	△27,219		
<b>繰延資産</b>	<b>17,417</b>		
<b>資産合計</b>	<b>12,222,034</b>		

# 損 益 計 算 書

（平成20年 5月 1日から  
平成21年 4月 30日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	17,309,659
売 上 原 価	15,174,792
売 上 総 利 益	2,134,866
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,752,319
営 業 利 益	382,547
営 業 外 収 益	148,194
受 取 利 息	53,414
受 取 配 当 金	2,425
広 告 支 援 金 収 入	40,592
店 舗 開 設 支 援 金	11,606
そ の 他	40,155
営 業 外 費 用	152,975
支 払 利 息	119,161
社 債 利 息	13,152
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,431
そ の 他	19,230
経 常 利 益	377,766
特 別 利 益	11,499
固 定 資 産 売 却 益	11,499
特 別 損 失	1,021,784
固 定 資 産 売 却 損	51
固 定 資 産 除 却 損	40,068
投 資 有 価 証 券 評 価 損	62,080
販 売 用 不 動 産 評 価 損	125,563
匿 名 組 合 投 資 損 失	794,020
税 引 前 当 期 純 損 失	△632,518
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	120,305
法 人 税 等 調 整 額	△298,462
法 人 税 等 合 計	△178,156
当 期 純 損 失	△454,362

## 株主資本等変動計算書

（平成20年5月1日から  
平成21年4月30日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計			
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金 別途 積立金	繰越利益 剰余金				
前期末残高	693,858	832,376	832,376	54,942	195,000	969,945	1,219,887	△43,998	2,702,123	
当期変動額										
剰余金の配当						△113,887	△113,887		△113,887	
当期純損失						△454,362	△454,362		△454,362	
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△568,250	△568,250	-	△568,250	
当期末残高	693,858	832,376	832,376	54,942	195,000	401,695	651,637	△43,998	2,133,873	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
前期末残高	△6,270	△6,270	2,695,853
当期変動額			
剰余金の配当			△113,887
当期純損失			△454,362
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	6,918	6,918	6,918
当期変動額合計	6,918	6,918	△561,332
当期末残高	648	648	2,134,521

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 総平均法による原価法
- ② その他有価証券
  - ・ 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
  - ・ 時価のないもの 総平均法による原価法  
なお、匿名組合契約に基づく特別目的会社への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、特別目的会社の損益の純額に対する持分相当額を取込む方法によっております。

#### ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品（移動体通信機器） 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げによる方法）
- ・ 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げによる方法）
- ・ 販売用不動産 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げによる方法）  
（会計方針の変更）  
当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。  
これにより、税引前当期純利益は125,563千円減少しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）によっております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。  
ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ③ リース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。  
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。  
毎期均等償却をしております。
- ④ 長期前払費用
- (3) 繰延資産の処理方法  
社債発行費について、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。
- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金  
従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（期末自己都合退職金要支給額の100%を計上する簡便法）に基づき計上しております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法  
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段…金利スワップ  
ヘッジ対象…借入金利
- ③ ヘッジ方針  
デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法  
金利スワップについては、特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

- |                            |   |
|----------------------------|---|
| ① 消費税等の会計処理                | 税抜方式によっております。   |
| ② 特別目的会社を利用した不動産事業に関する会計処理 | 匿名組合契約に基づき、特別目的会社に出資しておりますが、特別目的会社の損益の取込については匿名組合出資金を相手勘定とし、損益の純額に対する持分相当額が利益の場合は売上高とし、損失の場合は売上原価として会計処理しております。 |

(7) 会計方針の変更

(リース取引に関する会計基準の適用)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これに伴う、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

定期預金	25,000千円
建物	1,436,146千円
土地	2,499,319千円
計	3,960,465千円

上記の物件は、短期借入金750,000千円、1年内返済予定の長期借入金307,828千円、長期借入金3,039,684千円の担保に供しております。

上記の他、関係会社の借入金に対して長期性定期預金240,000千円を担保に供しております。

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

708,532千円

### (3) 債務保証

関係会社の金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。

トーシンリゾート株式会社 2,300,508千円

### (4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	42,074千円
② 短期金銭債務	312千円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	26,232千円
② その他の営業取引高	91,147千円
③ 営業取引以外の取引高	61,957千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	6,163株	一株	一株	6,163株



## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### (1) 流動資産

繰延税金資産	
貸倒引当金繰入超過額	4,255千円
未払事業税	2,828千円
賞与引当金繰入超過額	13,432千円
その他	1,953千円
計	22,470千円
繰延税金負債	一千円
繰延税金資産の純額	22,470千円

### (2) 固定資産

繰延税金資産	
販売用不動産評価損	34,174千円
関係会社株式評価損	20,300千円
ゴルフ会員権評価損	8,120千円
投資有価証券評価損	626千円
匿名組合投資損失	328,516千円
貸倒引当金繰入超過額	4,135千円
退職給付引当金繰入超過額	2,389千円
減価償却超過額	91,972千円
計	490,234千円
評価性引当額	△54,474千円
計	435,760千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	443千円
繰延税金資産の純額	435,317千円

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

- (1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	減損損失累計額 相当額	期末残高相当額
車両運搬具	36,415千円	29,022千円	－千円	7,392千円
工具、器具及び備品	77,104千円	50,177千円	4,950千円	21,976千円
合計	113,520千円	79,200千円	4,950千円	29,369千円

- (2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年以内	19,340千円
1年超	10,028千円
合計	29,369千円

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	トーション リゾート株式会社	100.0	役員の兼任 管理業務の受託	資金の貸付(注)1	2,091,223	長期貸付金	2,025,389
				受取利息	50,186	—	—
				債務保証(注)3	2,300,508	—	—

- (注) 1. 長期貸付金の取引金額欄には期中平均残高を記載しております。  
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。  
 3. トーションリゾート株式会社からの金融機関からの借り入れ等に対し、債務保証を行ったものであり、保証料は受け取っておりません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 3,373円61銭  
 (2) 1株当たり当期純損失 △718円12銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 10. その他の注記

(販売用不動産の所有目的の変更)

所有目的の変更により、当事業年度において販売用不動産の一部を建物へ440,000千円、土地へ1,360,000千円振替えております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

株式会社トーシン

取締役会 御中

監査法人東海会計社

代表社員 公認会計士 棚 橋 泰 夫 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 橋 渡 徹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーシンの平成20年5月1日から平成21年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーシン及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

株式会社トーシン  
取締役会 御中

#### 監査法人東海会計社

代表社員 公認会計士 棚橋 泰夫 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 橋渡 徹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーシンの平成20年5月1日から平成21年4月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年5月1日から平成21年4月30日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該取締役会決議の内容に基づき構築及び運用されている同システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年6月26日

株式会社トーシン 監査役会

常勤監査役 志 水 義 彦 ㊟

社外監査役 足 立 龍 三 ㊟

社外監査役 山 本 秀 樹 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

- (1) ゴルフ関連事業の今後の発展に備え事業の目的を追加するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、当社定款規定のうち、株券及び実質株主名簿に関する規定の削除など所要の変更を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過するまでこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

##### 2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。なお、下線は変更部分であります。

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(24) (条文省略) (新 設)  (新 設)  (新 設)  (新 設)  (新 設)  (新 設)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(24) (現行どおり) <u>(25)飲食喫茶及びゴルフ用品販売店の経営</u> <u>(26)飲料水、酒類、みやげ物の販売</u> <u>(27)ゴルフ会員権の売買、仲介、保有、交換等に関する業務</u> <u>(28)温泉から湧き出る湯の所有、管理、売買並びに温泉利用施設の運営</u> <u>(29)寮、社宅、保養所、研修所、宿舍等の運営及び管理</u> <u>(30)出版物の発行及び管理</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(25)前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>第3条～第6条 (条文省略)</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。</p> <p>第9条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(31)衣料品、アクセサリーの企画、デザイン、製造並びに販売</p> <p>(32)意匠登録、商標登録等の知的所有権の権利使用料を得る権利行使業務</p> <p>(33) (現行どおり)</p> <p>第3条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。</p> <p>第8条～第38条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成並びに備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。</p> <p>第2条 前条及び本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>



## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	石田 信文 (昭和35年1月3日生)	昭和55年5月 個人経営の石田工業を創業 昭和61年7月 有限会社石田興業設立、取締役就任 昭和63年4月 当社設立、代表取締役社長就任 現在に至る	株  48,750
2	石田 ゆかり (昭和37年4月25日生)	昭和61年7月 有限会社石田興業設立、取締役就任 昭和63年4月 当社設立、取締役就任 現在に至る 〈現在の担当〉 当社財務部長	25,063
3	江本 健一 (昭和53年11月1日生)	平成13年4月 当社入社 平成18年5月 当社執行役員就任 平成19年7月 当社取締役就任 現在に至る 〈現在の担当〉 当社社長室長	260
4	榎田 巖 (昭和36年3月27日生)	平成16年4月 当社入社 平成20年1月 当社執行役員就任 平成20年7月 当社取締役就任 現在に至る 〈現在の担当〉 当社内部監査室長	224
5	中根 秀平 (昭和51年9月6日生)	平成12年3月 当社入社 平成18年5月 当社執行役員就任 現在に至る 〈現在の担当〉 当社執行役員営業部長	1,104

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

平成20年11月11日付で社外監査役深谷隆雄氏が辞任したことにより監査役の法定員数を欠くこととなりましたので、会社法の規定に基づき名古屋地方裁判所に一時監査役職務代行者（仮監査役）の選任を申請し、平成21年12月24日付で同裁判所の決定により、山本秀樹氏が選任され就任しておりますが、仮監査役の任期は後任の監査役が就任するまでの間となっております。また、監査体制強化の為、監査役を1名増員するものとし、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	山本秀樹 (昭和43年8月21日生)	平成8年10月 監査法人トーマツ名古屋事務所 入所 平成12年4月 公認会計士山本秀樹事務所 設立 所長就任 平成15年4月 有限会社アルファコンサルティング（現株式会社アルファコンサルティング） 設立 代表取締役社長就任 平成19年7月 アルファ税理士法人 設立 代表社員就任 平成20年12月 当社仮監査役就任 現在に至る	—
2	鈴木真司 (昭和33年10月24日生)	平成3年4月 愛知県弁護士会 登録 長谷川法律事務所 入所 平成9年4月 鈴木真司法律事務所 設立 所長就任 愛知県弁護士会綱紀委員会、 司法制度調査委員会各委員 現在に至る	—

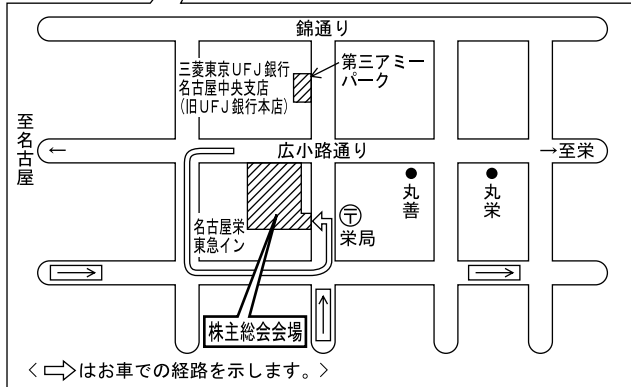
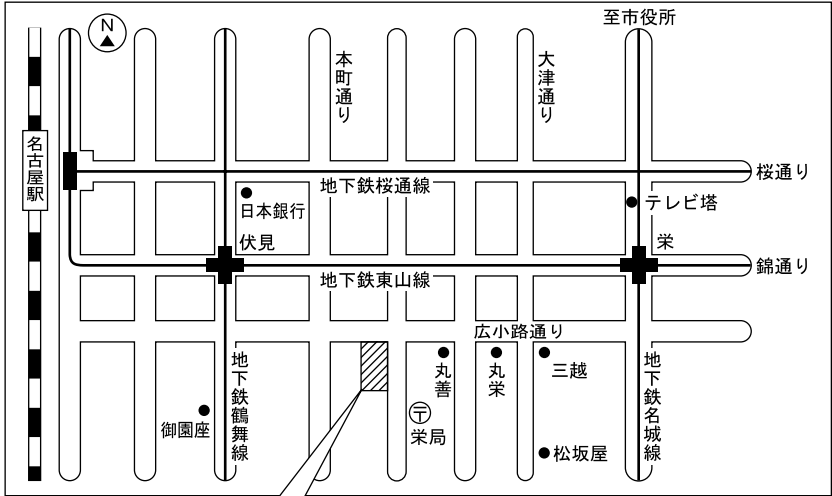
- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 山本秀樹、鈴木真司の両氏は、社外監査役候補者であります。  
3. 山本秀樹氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士の資格を持ち、豊富な経験と幅広い見識が当社経営の健全性・適正性の確保に資することを期待したためであります。

4. 鈴木真司氏を社外監査役候補とした理由は、弁護士の資格を持ち、これまでに培われた専門的な経験・知見等が当社の監査体制に活かしていただけると期待したためであります。
5. 山本秀樹氏が社外監査役としての職務を遂行できると判断する理由について、公認会計士として会社財務、法務に精通しており、会社経営を統治する十分な見識を有していることから社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
6. 鈴木真司氏が社外監査役としての職務を遂行できると判断する理由について、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることから社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
7. 当社は山本秀樹氏との間で、同氏の仮監査役就任と同時に責任限定契約を締結しており、本総会で選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。その概要は次の通りであります。
  - ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に賠償責任を負う場合は、法令の定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
8. 鈴木真司氏の選任が承認された場合は、当社との間で、責任限定契約を締結する予定であります。その概要は次のとおりであります。
  - ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に賠償責任を負う場合は、法令の定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市中区栄三丁目1番8号  
 名古屋栄 東急イン アイビルルーム  
 (052) 251-0109



## 交通のご案内

- 地下鉄栄・伏見駅より徒歩5分
- JR・地下鉄名古屋駅より車で8分
- 中部国際空港より車で1時間